２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
３）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。
４）本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。
５）本工事は、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務化工事である。
６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
７）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ土工及び作業土工（床掘）、発注者指定型）である。
８）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ法面工及び舗装工、施工者希望Ⅱ型）である。
９）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。
10）本工事は、完全週休２日の取り組みを前提とした試行工事（発注者指定型）である。
11）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。
12）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。
13）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。
14）本工事は、ＣＣＵＳ義務化モデルの試行工事である。
15）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。
16）本工事は、生産性向上チャレンジの試行対象工事である。
17）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点等を行う工事である。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度一般競争参加資格者で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和５・６年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成20年度以降に元請けとして完成した工事で、下記⒜の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、経常ＪＶにあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。元請けとして完成した工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工実績に含むものとする。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。
⒜　堤防を横過して設置された継ぎ手を有する樋門又は樋管の工事で内空断面積が５㎡以上のものが２連以上の施工実績を有すること。
⑹　建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者、又は監理技術者を本工事に配置できること。
⒤　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
⒪　平成20年度以降に、元請けとして完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、経常ＪＶにあっては、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記⑸に掲げる要件を満たす工事の施工経験を有していること。
元請けとして完成した上記⑸に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。
ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事に係る経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。
⒣　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑼　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
⑽　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⒀　入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は５⑵４）に指定する方法で交付を受けた者であること。

３　総合評価に関する事項
⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。
１）施工体制
⒜　品質確保の実効性
⒝　施工体制確保の確実性
２）技術提案
⒜　堤防開削による樋門工事の施工上の工夫について
⒝　仮設工（指定仮設）における施工上の工夫について
⒞　配置予定技術者のヒアリング
・技術提案の理解度
・施工上配慮すべき事項の適切性
３）賃上げの実施に関する評価
⑵　総合評価の方法
１）標準点
本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。
２）施工体制評価点及び加算点
上記⑴に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。
３）評価値
価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点
評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格
⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施
入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。